

福島県環境基本計画（第5次）（素案）に対する意見等 を踏まえた中間整理案への反映のポイント

第1章「福島県環境基本計画とは」

第1節 計画策定の趣旨

- 「国際的・国内の流れ」において、パリ協定に係る記載を充実した。
- 「第5次計画の策定に向けて」において、令和3年2月に「福島県 2050年カーボンニュートラル」を宣言した旨の記載を追加するとともに、新たに「2050年カーボンニュートラルとは」として、その背景等に係る記載を追加した。(P.2,4)
- 「地域循環共生圏」に係る記載を追加した。(P.4)

第2章「基本目標と基本姿勢」

第2節 施策展開にあたっての基本姿勢

- 「施策展開にあたっての視点」において、「カーボンニュートラル」、「SDGs」、「地域循環共生圏」を位置付けることとし、その旨の記載を追加した。(P.9)
- ※ 「第1節 計画の基本目標と将来像」のイメージ図においても記載予定。

第3節 福島県環境創造センターの役割

- 環境回復・環境創造に係る施策展開にあたって拠点施設である、「福島県環境創造センター」の役割・取組に係る記載を節として追加した。(P.10~12)

第3章「本県の特性」

第1節 県土の特性

- 「福島県の立地と面積」において、東日本大震災以降の状況として、地域公共交通ネットワークの構築に関する取組の進展状況についての記載を追加した。(P.14)

第2節 社会的特性

- 「人口」、「土地利用」及び「産業・経済」において、東日本大震災以降の状況として、避難者数、避難指示等区域の面積及び産業復興等に向けた取組の状況等についての記載を追加した。(P.14,15)

第4章「施策の体系と展開」

第2節 施策の展開

I 環境回復の推進

2 原子力発電所及び周辺地域の安全・安心確保

- 現状において、令和3年4月に多核種除去設備（ALPS）による処理水の処分に関する基本方針が国より示された旨を記載した。（P.28）
- 施策において、県内原発の放射性廃棄物についても、県外搬出を求めていく旨を記載した。（P.29）

II 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 地球温暖化対策の推進

- 緒言において、令和3年2月に「福島県 2050年カーボンニュートラル」を宣言し、地球温暖化対策の一層の強化、推進に取り組む旨の記載を追加した。（P.31）
- 「（3）再生可能エネルギー関連産業の活性化」の項目名において、総合計画と整合を図るため、「（3）再生可能エネルギー関連産業の育成・集積」とした。（P.35）
- 「（4）福島新エネ社会構想の実現」において、新エネ社会構想に基づく2030年までの主な取組内容についての記載を追記した。（P.36）

2 循環型社会の形成

- 「（2）廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用」の施策において、市町村における廃棄物の分別収集の徹底による再利用等の促進に係る記載を追加した。（P.40）
- 「（2）廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用」の課題において、分解性プラスチック等の原材料や部品の技術開発が課題である旨の記載を追加した。（P.41）
- 「（3）廃棄物の適正な処理」の施策において、バイオプラスチックの積極的な活用の促進についての記載を追加した。（P.43）

3 自然共生社会の形成

- 「（5）猪苗代湖等の水環境保全」の現状において、猪苗代湖の中性化の要因に係る記載を追加した。（P.53）

4 良好な生活環境の確保

- 「(2) 化学物質の適正管理等」の現状において、高濃度 PCB 廃棄物の保管状況に関する記載を追記した。(P.58)

5 あらゆる主体の参画による環境保全・回復活動の推進

- 「(3) 情報の収集と提供・発信」の現状において、東日本大震災・原子力災害伝承館に係る記載を追記するとともに、課題と施策においても当該施設とも連携した取組に関する記載を追加した。(P.65)

環境指標

- 環境指標の目標値について、中項目ごとに記載を更新した。
(P.27,29,38,46,47,54,61,62,66) (詳細については資料2-4)
- また、個別の環境指標について、以下のとおりとした。
 - ・気候変動の適応に関する指標として、「落石の恐れのある箇所の対策数」、「無電柱化された道路の延長」を追加した。
 - ・「市町村の災害廃棄物処理計画策定率」を追加した。
 - ・「不法投棄件数及び投棄量」をモニタリング指標として設定した。
 - ・「県有施設への再生可能エネルギー導入量(累計)」を削除した。
(現在改訂中の福島県再生可能エネルギー推進ビジョンにおいて指標設定しない見込みであるため)
 - ・「「コミュタン福島」を活用して環境学習を行った県内小学校の割合」を追加した。

第5章「各主体の役割」

第1節 行政の役割

- 脱炭素社会の実現に向けた行政(県、国、市町村)の役割について記載を追加した。(P.68)

第2節 事業者に期待される役割

- 脱炭素社会の実現に向けた事業者に期待される役割についての記載を追加した。(P.69)

第3節 県民に期待される役割

- 脱炭素社会の実現に向けた県民に期待される役割についての記載を追加した。(P.69)

第6章「計画の推進と進行管理」

第2節 計画の進行管理

- 「1 計画の進行管理」において、環境指標に基づく PDCA サイクルにより達成状況を確認し、見直しを図る旨の記載を追加した。(P.72)

その他、参考として写真やコラム等を追加した。